

# インフルエンザ報告書について

立志舎高等学校 保健室

インフルエンザは、学校保健安全法により「出席停止」の感染症となっております。これまで立志舎高等学校では医師による治癒証明書をもって登校許可としておりましたが、インフルエンザ流行時には証明書を発行しない医療機関が増えていることから、インフルエンザの場合に限り、保護者による「インフルエンザ報告書」をもって登校許可とすることとしました。

つきしては、医療機関にてインフルエンザと診断された場合は、速やかに担任へ報告するとともに、登校復帰の際は、必ず下記の「インフルエンザ報告書」を保護者が記入のうえ、担任へ提出をお願い致します。

## ※ 保護者記入欄

### インフルエンザ報告書

出席停止期間は、「発症（発熱した日）より5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。

下記の表を参考に、登校復帰の際は保護者の方が記入し、担任まで提出してください。

〈最低基準〉 発症した後5日 を経過	発症当日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後	
							6日目	7日目
発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	経過観察	経過観察	登校可能 	
発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	経過観察	登校可能 	
発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 	
発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 

立志舎高等学校 学校長 殿

年 月 日

クラス

氏名

インフルエンザ（ A型 ・ B型 ・ 不明 ）の診断をうけ、 月 日 から 月 日まで

自宅療養をしていましたが、出席停止解除の基準を満たしましたので 月 日より登校します。

チェック	出席停止解除基準
	発症（発熱初日が発症0日目）より5日を経過している。
	解熱後2日を経過している。

受診した医療機関名

保護者氏名

